

第 1 8 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成25年10月15日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求を行った。

公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程（以下「本件公開請求①」という。）

公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する要綱について

(1) 関連規程は平成21年に制定されているが、要綱は平成24年12月28日となった理由の分かる文書（以下「本件公開請求②」という。）

(2) 要綱制定以前は申し立てに対して、どのように対応していたか分かる文書（以下「本件公開請求③」という。）

2 平成25年11月28日、実施機関は、本件公開請求①については、公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程を特定し、また、本件公開請求②及び本件公開請求③については、請求の対象となる行政文書を作成しておらず存在しないことを理由として、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 平成26年 1月 8日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、請求に係る対象文書を不存在により非公開とした部分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を正しく特定して公開するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成24年12月28日、公立大学法人名古屋市立大学監査評価室（以下「監査評価室」という。）監査評価室長はじめ同室員 3人だけで極めて恣意的に公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する要綱（以下「要綱」という。）を制定している。急に要綱を制定しなければならない理由が生じたのであれば、実施機関はその理由を明らかにする説明責任があるため、文書は存在するはずである。

要綱制定以前は、内部通報・相談により不利益な取り扱いを受けた者については理事長に直接面会させる等、公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程（以下「規程」という。）第 6条第 2項に基づき、何らかの対応をしなければならない。そして、異議申立人が、平成24年〇月〇日、実施機関に対してメールで「内部通報者が不利益を被っているので、調査等の対応を求めた。」ことに対する対応について記載された文書が存在しているはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 規程第 6条第 2項に基づく申立てを行う場合の手続きは、規程制定後しばらくの間、実際の運用状況をみた上で規定することとし、「別に定める。」としていたが、内部通報・相談が増加したことから監査評価室において平成24年12月に要綱を制定した。
- 2 平成20年 2月13日に規程を制定した以降、要綱制定以前における規程第 6条第 2項に基づく申立て実績は無かった。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件公開請求②及び本件公開請求③の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件公開請求②の対象となる行政文書について

(1) 当審査会の調査によると、要綱の制定経緯について、次の事実が認められる。

実施機関において、規程第 6条第 2項に基づく申立てを行う場合の手続きは、規程制定後しばらくの間、実際の運用状況をみた上で規定すること

とし、同項において「別に定める。」としていた。

その後、内部通報・相談が増加したことから、規程第 6 条第 2 項の申立ての発生に備えて具体的な手続きを定める必要があるとして、監査評価室において、平成24年 4 月頃に要綱の制定に取り掛かり、同年12月28日に同室で起案及び決裁がなされている。

(2) しかしながら、実施機関において、要綱制定過程において作成又は取得されたことが確認できる行政文書は、要綱制定決裁以外には存在しないところ、当該要綱制定決裁においても、要綱の制定が平成24年12月28日となった理由は記載されていない。

(3) また、その他に、要綱の制定が平成24年12月28日となった理由の分かる文書が存在するという事情も窺うことができない。

(4) したがって、本件公開請求②の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

3 本件公開請求③の対象となる行政文書について

(1) 当審査会の調査によると、要綱を制定する以前の、規程第 6 条第 2 項に基づく申立ての運用について、次の事実が認められる。

実施機関において平成20年 2 月13日に規程を制定して以降、平成24年12月28日に要綱を制定するまでの間に、規程第 6 条第 2 項に基づく申立てとして実施機関が認識している事案はなかった。

(2) なお、異議申立人は、平成24年〇月〇日、実施機関に対して内部通報者が不利益を被っているとして調査等の対応を求めたのであるから、どのように対応していたか分かる文書が存在すると主張するが、実施機関においては、当該要望を、規程第 6 条第 2 項に基づく申立てとは認識していなかったため、同項に基づく申立てに対してどのように対応していたか分かる文書を作成していない。

(3) したがって、本件公開請求③の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 1月24日	諮問書の受理
1月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月17日	実施機関の弁明意見書を受理
3月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
4月15日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成28年 3月18日 (第184回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月19日 (第189回審査会)	調査審議
9月16日 (第190回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
11月11日 (第192回審査会)	調査審議
12月16日 (第193回審査会)	調査審議
平成29年 1月12日	答申